電気工事士法施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

（本則）

○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）……1

○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（手数料）

第十三条　法第十条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

手数料を納付すべき者	金額	電子申請等による場合における金額
一　第一種電気工事士試験を受けようとする者	一万七千円	一万五千五百円
二　第二種電気工事士試験を受けようとする者	一万三千八百円	一万二千三百円
三～五　（略）	（略）	（略）

現行

（手数料）

第十三条　法第十条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

手数料を納付すべき者	金額	電子申請等による場合における金額
一　第一種電気工事士試験を受けようとする者	一万四千四百円	一万三千円
二　第二種電気工事士試験を受けようとする者	一万二千五百円	一万千百円
三～五　（略）	（略）	（略）